

「職員団体制度」と消防職員の任意団体・「消防職員委員会制度」との比較

1. 「職員団体制度」と消防職員の任意団体との比較

	職員団体制度	消防職員の任意団体
目的	職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織 (地公法第52条①)	(地公法第52条第5項に抵触しない範囲) 地公法第52条⑤: 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
法的効果	職員が職員団体の構成員であること、職員団体のために正当な行為をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止 (地公法第56条)	(該当する規定なし)
法人格	職員団体は、法人格を取得することが可能 登録職員団体: 登録した人事委員会又は公平委員会に対する申し出 (法人格付与法第3条①三) その他の職員団体: 人事委員会又は公平委員会の認証 (法人格付与法第3条②)	(法人格取得の制度なし)
構成員	登録職員団体: 同一の地方公共団体に属する職員のみで組織 (地公法第53条④) その他の職員団体: 職員でない者も構成員となることができる。	(特に規定なし)
役員	登録職員団体: 職員でない者も役員に就任できる。 (地公法第53条⑤) その他の職員団体: 職員でない者も役員に就任できる。	(特に規定なし)
在籍専従	登録職員団体: 任命権者の許可により役員として専従することが可能 (地公法第55条の2①)	(在籍専従の制度なし)
その他	○チェック・オフ (給与からの職員団体費の控除) : 条例で定める場合に可能 (地公法第25条②)	(条例で定める場合には可能)
	○庁舎内の事務室等の使用: 行政財産の目的外使用の許可の範囲内で可能 (自治法第238条の4⑦)	(行政財産の目的外使用の許可の範囲内で可能)

1. 「職員団体制度」と消防職員の任意団体との比較(続き)

	職員団体制度	消防職員の任意団体
団体交渉	<p>○登録職員団体: 当局が交渉に応ずべき地位に立つ (地公法第55条①)</p> <p>※職員団体との交渉については、当該職員団体が非登録団体である場合においても、交渉事項、出席者の交渉資格等を検討した上で、それを拒む合理的な理由がない限り、恣意的に拒否しないよう努めることとされている。</p> <p>○交渉事項: 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに付帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項 (地公法第55条①)</p> <p>○地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない(地公法第55条③)</p> <p>○ 交渉は、職員団体が役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間で行う(特別の事情があるときは、役員以外の者を指名することが可能) (地公法第55条⑤、⑥)</p> <p>○ 当事者間で予め議題・時間・場所等を取り決める(予備交渉) (地公法第55条⑤)</p> <p>○適法な交渉を勤務時間中に行うことが可能(地公法第55条⑧)</p> <p>○団体協約を締結する権利を含まないが、法令、条例、規則等に抵触しない限りにおいて、当局と書面による協定を締結することが可能(地公法第55条⑨)</p> <p>※協定は、当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならないとされている。</p> <p>○給与を受けながらの職員団体の業務従事: 条例で定める場合に可能(地公法第55条の2⑥)</p>	<p>(消防職員は、「地方公共団体の当局と交渉する団体」を結成し、又は加入することはできない。)</p>

2. 勤務条件等に係る「職員団体制度」と「消防職員委員会制度」との比較

職員団体制度		消防職員委員会制度	
根拠法	地方公務員法第52条～55条の2	根拠法	消防組織法第17条
目的	職員の勤務条件の維持改善を図ること (地公法第52条①)	目的	消防事務の円滑な運営に資するため (消防組織法第17条①)
交渉の当事者	<p>職員団体側：職員団体がその役員の中から指名する者（地公法第55条⑤）</p> <p>※職員は、任命権者の許可を受け、登録職員団体の役員として、もっぱら従事することができる。 (地公法第55条の2①)</p> <p>当局側：地方公共団体の当局の指名する者</p> <p>※当局：交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局（地公法第55条④）</p>	委員構成	<p>委員長：消防長に準ずる職（消防本部の次長、総務課長など）にある職員から消防長が指名（消防組織法第17条③）</p> <p>委員：消防長の指名（ただし半数は職員の推薦による）</p> <p>※委員の任期：1年（再任は2期まで） (消防組織法第17条③、消防職員委員会の組織及び運営の基準（以下「職員委員会基準」という。）第4条①、第5条①)</p>
交渉の員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内とする。 (地公法第55条⑤) 	委員定数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部及び消防署の組織の規模等に応じて増減するが、定数は20名を超えないものとする。（消防本部及び消防署の組織の区分ごとに定める。）（職員委員会基準第3条②）
交渉事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件 ・ これに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項（地公法第55条①） <p>（地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない）（地公法第55条③）</p>	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること ・ 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること ・ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること (消防組織法第17条①)
交渉時間	適法な交渉を勤務時間中に行うことが可能 (地公法第55条⑧)	開催時間	職務として行うため、消防職員委員会は、勤務時間中に開催される。

2. 勤務条件等に係る「職員団体制度」と「消防職員委員会制度」との比較(続き)

職員団体制度		消防職員委員会制度	
交渉の 形態	<ul style="list-style-type: none"> ・登録職員団体から勤務条件等に関し適法な交渉の申入れがあった場合、当局は、その申入れに応じる必要がある。 (地公法第55条①) ※職員団体との交渉については、当該職員団体が非登録団体である場合においても、交渉事項、出席者の交渉資格等を検討した上で、それを拒む合理的な理由がない限り、恣意的に拒否しないよう努めることとされている。 ・交渉は、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なう。 (地公法第55条⑤) 	委員会の 開催 形態	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の期日までに所定の様式により意見を提出する。 (職員委員会基準第6条①) ・毎年度前半に1回開催するのを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。 (職員委員会基準第7条①) ・委員長が招集することとされ、開催2週間前までに、日時、場所及び審議時間並びに審議対象の概要を委員に通知する。 (職員委員会基準第7条②)
交渉 結果	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に抵触しない限りにおいて、書面による協定を結ぶことができる。(団体協約の締結はできない。) (地公法第55条②、⑨) ・この協定は、当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならない。(地公法第55条⑩) 	審議 結果	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類して消防長に対し意見を述べる。 (消防組織法第17条①) (注)①実施することが適当、②諸課題を検討する、③実施は困難、④現行どおりでよい、の4つの区分など ・消防長はその趣旨を尊重して処置するよう努める。